

宿泊税制度のあり方検討

宿泊税制度のあり方検討

■ 宿泊税制度の検討経過

時期	検討におけるポイント（主に調査検討会議の答申から抜粋）
<p>平成27年度 宿泊税導入時</p>	<p>1. 財源確保のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度予算において、観光客の受入環境の整備に関する予算額は僅かとなっている。 ●大阪府における財政収支は厳しい状況であり、「受入」と「誘客」という2本柱の観光施策の推進への早急な財源措置は困難。 ●観光振興に要する事業費を安定的かつ継続的に確保するためには、新たな財源確保の手法について検討する必要がある。 ●財源確保の取組みとしては、課税自主権の活用（法定外税の創設）と特定の受益者からの負担（協力金の徴収）という2つの手法がある。 ●一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保することのほか、受益者負担や原因者負担からの観点からも、広く旅行者に一定の負担を求めるという考え方ができるため、観光振興を促進するという特定目的のために課す「法定外目的税」による財源確保の手法が適当。 <p>2. 法定外目的税のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●税負担を求める際には、課税対象者に消費能力（担税力）があり、かつ、課税客体の把握が容易であるという観点が重要。 ●旅行者において、日帰り客よりも宿泊客の方がより高い担税力があると解される。 ●旅行者と一般客の区別という観点からは、宿泊行為、飲食行為、買い物行為の行動分類の中では、宿泊行為がその区別を容易にできると考えられる。 ●上記を踏まえ、宿泊客を課税対象者とすることが望ましいと考えられる。 <p>3. 宿泊税のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●課税対象額の検討においては、宿泊者の担税力に着目し、府内の平均宿泊単価を上回る宿泊料金を支払う宿泊者には、一定の担税力があると考えられる。 ●税率の検討においては、納税者の負担感等を総合的に勘案し、できるだけ簡素な税制度を目指し、宿泊料金の1%程度の額を目安とした。
<p>平成30年度 免税点変更時</p>	<p>1. 宿泊税導入の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国人旅行者の急増や旅行者ニーズの多様化によって、観光客の受入環境整備や大阪府の魅力づくりの着実な実施は喫緊の課題となっているところ。 ●今後増大が見込まれる行政需要に緊急的に対応するため、宿泊税制度を見直すことはやむを得ないと考える。 ●宿泊税制度の見直しにあたっては、現行制度の基本的な考え方は踏襲し、その範囲での見直しにとどめるべきである。また、見直しにおいては、事業規模に見合った制度とすることが必要。 <p>2. 宿泊税制度の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ●制度設計時の基本的な考え方を踏まえ、税率については現行制度を維持する一方、一定の宿泊料金を支払うことができる宿泊者には相応の担税力があるとの考えのもと、担税力の判断基準の一つとして平均宿泊単価に着目し、現在1万円となっている免税点の引き下げを軸に検討を実施すべき。 ●ただし、単純に平均宿泊単価を基準とせず、税の安定性や、公平・中立・簡素といった税の3原則にも留意する必要がある。 ●適正な申告・徴収といった税の公平性、特別徴収者である宿泊事業者の負担や処理体制への配慮、平均宿泊単価等の要素を総合的に勘案し、宿泊税制度の見直しとして、免税点を1万円から7千円程度に引き下げる手法が望ましいとの結論に至った。

宿泊税制度のあり方検討

■ 宿泊税制度のあり方検討を行う理由

大阪府宿泊税条例の附則において、この条例の施行後5年ごとに、施策の効果及びこの条例の施行の状況を勘案し、宿泊税に係る制度のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。大阪府では、平成29年1月に大阪府宿泊税条例が施行されており、令和4年1月に施行後5年となるため、今回、宿泊税制度のあり方検討を行うものである。

■ 検討における留意点

1. 見直し時期について

・令和元年6月に免税点を1万円から7千円に引き下げる改正を実施してから、約2年間しか経過していないことや、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、前回の改正の効果を検証することが非常に困難な状況にあることを踏まえ、議論を進める必要がある。

2. 税制度のあり方について

・宿泊税は法定外目的税であるため、行政需要に見合った税収規模とする必要があり、あり方検討を行うにあたっては、行政需要の精査が必要。
 ・税負担を求める際には、課税対象者に消費能力（担税力）があり、かつ、課税客体の把握が容易であるという観点を踏まえることが必要。
 ・宿泊税は広く府民や宿泊客に税負担を求めるものであり、かつ、特別徴収義務者の協力も必要な税制度。そのため、府民や宿泊客、特別徴収義務者の理解を得られるような税制度にしなければならない。

■ 論点① 税率の設定について

○ 税率の種類

税率	課税方法	【参考】 他自治体
定額（人数単位）	宿泊者1人当たりの宿泊料金の区分に応じ、一定額を課税	東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡県
定額（客室）	客室1部屋当たりに対して、一定額を課税	なし（海外ではギリシャ、イタリア等が採用）
定率	宿泊料金に対して、一定税率を課税	倶知安町

○ 税率を変更する際に整理が必要となる事項

項目	整理事項	具体的な内容
税制度	納税者への説明責任	必要となる行政需要と納税者の税負担とのバランスや、税率を変更する必要性・理由・目的についての整理が必要
特別徴収義務者への影響	制度変更対応の負担	税額計算の負担に加え、課税方法変更に伴う宿泊者への説明やシステム改修の必要などの負担が大幅に増加
徴税コストと賦課徴収の実務	徴税コストの増加	定率制の場合、定額制に比べて税額計算が煩雑になるため、税額確認や指導等の事務が増加(徴税コスト増)

宿泊税制度のあり方検討

【参考】 他自治体の状況

①東京都の事例

東京都は平成14年度に宿泊税を導入。過去5年ごとに見直しを行ってきたが、税率の変更は行っていない。

②福岡県の事例（「福岡県観光振興財源検討会議報告書」より抜粋）

宿泊料金に応じた税率区分を設けるべきか検討。

以下の理由から税率区分を設けず、一律の税率とすることが適切と考えた。

- ・宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、一律の税率で課税し公平性を確保することが適切である。
- ・特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等にとって簡素な制度とすることが望ましい。

③京都市の事例（「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」答申より抜粋）

税額の計算方法の定め方については、東京都や大阪府は一定の宿泊料金の範囲から定めて、一律の税額とする方法を採用しているが、負担の公平の観点からすれば、宿泊料金に一定の割合を乗じる方法も考えられる。宿泊料金に食事代等が含まれている場合に、宿泊のみの料金をどのように割り出すかなど、実務的な課題もあるものと考えられ、どの程度の負担を求めるかも含めて、十分に検討されたい。

※最終的な検討経過は公表されていないが、定額（人数単位）での税率設定となった。

④倶知安町の事例（「倶知安町の宿泊税に係る資料」より抜粋）

①もともと宿泊事業者の方から定率での要望があった、②税の三原則のひとつである「簡素」と倶知安町の地域特性に配慮した、③倶知安町法定外税に係る有識者会議においても定率制での導入に同意を得た、これらを総合的に判断して定率制の導入を決定しました。

※倶知安町の地域特性として、コンドミニアムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設も多く、そのような宿泊施設では、宿泊人数によって一人当たりの宿泊料金が異なってくることから、宿泊人数に応じた一人当たりの宿泊料金を算出しなければならず、特別徴収義務者の徴収手続きを簡素化するためにも、定率制の導入は好ましい状況にあった。

宿泊税制度のあり方検討

■ 論点② 免税点の設定について

○免税点の有無による比較（イメージ）

パターン	免税点	施設数	徴税コスト（概算）	【参考】 他自治体
免税点あり（現行）	7,000円未満	約1,000施設	約1.3億円	東京都
免税点なし	なし	約8,000施設	約10億円※	福岡県、金沢市、京都市 他

※徴税コストの大部分が施設数に比例する事務処理費用及び調査費用等のため、施設数の増加率（約8倍）を参考に約10億円と見込む。
なお、イニシャルコストが別途必要となるほか、定率制の場合は更に多くの徴税コストが必要。

○免税点とは

地方税法では、課税標準が一定の額以下の課税客体については、①必要最小限の日常生活費についての課税を避けるか、あるいは低所得者の税負担を排すること、②零細な課税客体にまで税負担を求めることは、税収入に比較して徴税費が割高となり、また課税事務も煩雑になること、の2点から特定の税目において課税を禁じている。この一定額を通常免税点といい、この考え方を宿泊税にも適用したものである。

○「免税点」を変更（引き下げ・撤廃）する際に整理が必要となる事項

項目	整理事項	具体的な内容
税制度	課税対象者の再整理	日々の生活の拠点として宿泊施設を利用する方をはじめ、観光客でない方や担税力がないと整理していた方も広く課税対象者となるため、税の公平性の観点から、課税対象者の範囲や担税力の考え方について再整理が必要
	納税者への説明責任	必要となる行政需要と納税者の税負担とのバランスや課税方法を変更する必要性・理由・目的について整理することが必要
特別徴収義務者への影響	制度変更対応の負担	新たに特別徴収義務が生じる宿泊事業者にとっては、見直し後の宿泊税制度への対応が必要となり、大きな負担が生じる。また、既に登録をしている事業者においても、課税対象者の増加やシステム改修などの負担が大幅に増加。
徴税コストと賦課徴収の実務	徴税コストの増加	徴税コストが約10億円（概算）と大幅に増加することが想定され、税収と徴税コストのバランスを考慮する必要がある。特に、対象施設の増加に対応するため、大幅な人員増が必要（※調査事務は、非常勤職員ではなく、正規職員が必要）
	税の公平性の担保	特別徴収義務者の登録申請を行わない事業者の捕捉の困難性が増し、税の公平性が担保できなくなる恐れ

■ 他自治体の導入状況一覧

自治体	東京都	福岡県	金沢市	京都市	北九州市	福岡市	倶知安町
導入状況	×	×	×	○	×	×	○

京都市

■ 免除対象

- 対象の学校（※）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの
（※）…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校
- 保育所等における満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事に参加しているもの
- 上記に規定する学校行事又は行事の引率者

■ 免除の考え方

京都市では、学生時代の思い出となる修学旅行を京都のよき理解者、将来のリピーター獲得につなげる機会と捉え、官民連携のうえ、修学旅行生の誘致に積極的に取り組まれているところである。このような修学旅行生の誘致を推進することは、将来にわたる観光客を獲得することで、京都市や京都経済の活性化につながることから、修学旅行生については課税しないことが適当であると考えます。（抜粋：平成29年8月 京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 答申）

■ 免除対象外

部活の合宿、旅行業者の添乗員やカメラマンは対象外

倶知安町（北海道）

■ 免除対象

- 小学校、中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率する教員
- 倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学

■ 免除の考え方

倶知安町での修学旅行や学校行事というのは、教育活動の一環であり、教育活動の一環というものには公益性があるのではないかと、というところに着目して課税免除としました。修学旅行の思い出は、大人になっても忘れられないものであり、それがやがてリピーターとなって再び倶知安町を訪れるきっかけに繋がるものと考えています。また、職場体験、インターンシップに係る課税免除については、全国的に観光人材が不足し、国では観光人材確保のため外国人労働力の拡大を検討しているなか、本町で優秀な観光人材を少しでも多く確保し、ホスピタリティの充実を図るためのものです。（抜粋：令和元年7月1日現在 北海道倶知安町 倶知安町の宿泊税に係る資料）

■ 免除対象外

合宿やスポーツ大会

※中学、高校、大学の部活動は学校外活動であり、また、「合宿」と付くものは、学校の部活動以外にもたくさんあり、それらは「合宿」であることの証明が難しく、スポーツ大会についても、どこまでが大会関係者か特定することが容易ではありません。有識者会議でも、宿泊税の免税のルールについては、「グレーな部分を作らないように」との意見があったことから、明確なルールとするため、学校が証明できることを前提にしています。（抜粋：令和元年7月1日現在 北海道倶知安町 倶知安町の宿泊税に係る資料）